

各位

全2ページ
登録速報(2026-110)
2026年8月26日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部普及課

登録速報

下記のとおり適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2026年8月26日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第22158号

名称：パスポート顆粒水和剤（(株)エス・ディー・エス バイオテック登録）

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」に以下の事項を追加し、【追加事項】のとおりとする。

- ・作物名「なし（西洋なしを除く）」及び「西洋なし」、適用病害虫名「黒星病」の使用時期「収穫後～落葉終了まで」を「収穫後～落葉終了まで、または休眠期」に変更する。
- ・作物名「つつじ類」を追加する。

【追加事項】（変更する作物のみ抜粋）

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	T P Nを含む農薬の総使用回数
<u>なし（西洋なしを除く）</u>	<u>黒星病</u>	1000倍	200～700L/10a	<u>収穫後～落葉終了まで、または休眠期</u>	3回以内	散布	3回以内
<u>西洋なし</u>	ごま色斑点病 褐色斑点病			収穫30日前まで			
<u>つつじ類</u>	褐斑病	1000倍		発病前～発病初期	6回以内		6回以内

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容

- 1) 農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に（9）として以下の事項を追加し、【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

- (9) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

- 2) 農薬登録申請書第9項「人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法」に(7)として以下の事項を追加し、【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

- (7) 街路、公園等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 石灰硫黄合剤との混用はさけること。
- (2) ももに使用する場合、葉に薬害を生じるおそれがあるので、夏期高温時の散布はさけること。
- (3) 有袋栽培のももに使用する場合、除袋直後の散布は果面に日焼け症状が出るおそれがあるのでさけること。
- (4) りんごに使用する場合、本剤の散布により、サビ果が多くなるおそれがあるので開花直前から落花後20日までの間は使用をさけること。
- (5) かきに使用する場合、果実の日焼け面に褐点状の薬害を生じるおそれがあるので、高温時の使用には注意すること。
- (6) 西洋なしに使用する場合、満開期より3～4週間後の養分転換期の散布、あるいは有機リン系殺虫剤との混用散布により葉に薬害（褐色斑）を生じることがあるので注意すること。
- (7) いちじくに使用する場合、果実及び葉に薬害が生じるおそれがあるので、果実肥大期の初期あるいは夏期高温時の散布はさけること。
- (8) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- (9) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (10) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

9. 人畜に有毒な農薬については、その旨及び解毒方法

- (1) 粉末は眼に対して強い刺激性があるので、散布液調製時には保護眼鏡を着用して薬剤が眼に入らないよう注意すること。
眼に入った場合には直ちに十分に水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (2) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。
付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (3) 散布の際は農薬用マスク、手袋、不浸透性防除衣などを着用するとともに保護クリームを使用すること。作業後は直ちに身体を洗い流し、うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (4) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (5) かぶれやすい体質の人は作業に従事しないようにし、施用した作物等との接触をさけること。
- (6) 夏期高温時の使用をさけること。
- (7) 街路、公園等で使用する場合は、散布中及び散布後（少なくとも散布当日）に小児や散布に関係のない者が散布区域に立ち入らないよう縄囲いや立て札を立てるなど配慮し、人畜等に被害を及ぼさないよう注意を払うこと。

以上